

件名：

日本産牛肉、豚肉、牛及び豚の内臓の対ベトナム輸出解禁について

在ベトナム日本国大使館

平成 26 年 4 月 14 日

1. 2010年4月の日本での口蹄疫発生以降、ベトナム政府の措置により日本産の牛肉、豚肉、牛及び豚の内臓のベトナムへの輸入が停止されておりましたが、この度輸入再開に向けた手続きが完了し、対ベトナム輸出が再開できることとなりました。39の日本側牛豚肉輸出施設の登録が越政府当局に2014年3月27日付けで承認され、当該施設からの対ベトナム輸出が可能となりました（登録済施設のリストや輸出条件は以下の農林水産省ウェブサイトからも確認できます）。
<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/140320.html>
2. ベトナム政府の輸入停止措置開始以降、ベトナムにおいて食品安全への関心が高まり食品安全法が制定された時期と重なったこともあり、口蹄疫のみならずBSE等の他の家畜疾病に対するリスクの評価がベトナム政府当局により慎重に検討される状況になりました。
3. そうした中、2013年の5月に日本が国際獣疫事務局（OIE）から「無視できるBSEリスクの国」に認定され日本産牛肉の安全性が国際的に認められたことを広報し、日本政府首脳から累次の働きかけを行うなど輸出解禁にむけた努力を行ってきたところです。
4. 在ベトナム日本国大使館は、今後とも、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」を獲得していくという政策目標の実現に努力してまいります。

本件に関するお問合せ先
在ベトナム日本国大使館 友寄（ともよせ）
TEL：(04)38463000、FAX：(04)38463048